

「そもそも暴排条例って、どういうもの？」  
 「不動産を貸そうと思ったら、その筋のようだ…」  
 「下請業者が暴力団と関係がないか心配だ…」  
 「用心棒代のような感じでリース料を払っている」  
 「暴排条例に違反したら、不利益があるの？」  
 「暴排条例に対応した契約条項を知りたい」  
 「我が社はどのように取り組んだらいいの？」

……あてはまる方は、是非どうぞ！

平成24年5月吉日



弁護士法人

**新潟第一法律事務所**  
 Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会所属)

新潟市中央区新光町10-2  
 技術士センタービル7階

【お問合せ・お申込先】

電話 025-280-1111

## ミニ・セミナーのご案内 “暴力団排除条例への対応”

拝啓 若葉の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今回は、暴力団排除条例（暴排条例）に関心がある全ての事業者の方（会社代表者、個人事業主、総務・法務担当者）が主な対象です。本県でも昨年8月より「新潟県暴力団排除条例」が施行されており、事業者としてもその遵守が求められています。日弁連民事介入暴力対策委員である当事務所の角家理佳弁護士が、暴排条例の基礎知識から、取引上の注意事項や契約条項（暴排条項）の具体例などについてお話しいたします（セミナー後の個別相談も承ります）。

申込をご希望の方は、本用紙に所定事項をご記入の上、FAXにて6/15（金）までにお申込み下さい（先着20名様限定）。お問合わせは、お気軽に上記連絡先までどうぞ。 敬具

〈講師〉 弁護士 角家理佳（当事務所理事 新潟事務所所属）

〈日時〉 平成24年6月19日（火） 午後3時～4時

〈会場〉 技術士センタービル I-8階 B会議室

新潟市中央区新光町10-2（県庁近く）\*駐車場あり

〈参加費〉 2,000円（税込み）\*当日、会場にて申し受けます。

\*特典1：お二人目からは1,000円 \*特典2：無料相談券をプレゼント中。

～ お知らせ ～ 次回のミニ・セミナーは、7月24日（火）午後3時を予定しています。

『事例で学ぶ！』～残業代をめぐるトラブルの予防と対処法～ 講師：弁護士 五十嵐 亮

FAX (025) 280-1552 【その契約書で大丈夫？セミナー申込用紙】

事業所名・ 参加者氏名			
住所	(〒 - )		
質問事項			
電話		FAX	

♪ ミニ・セミナーのご案内について ♪ [ 今後も案内を送ってよい・今後の案内は不要 ]